

令和3年11月市議会 教育厚生委員会資料

第182号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算(第19号)

目次

【3款 民生費 2項 児童福祉費】

説明書記載頁

8目 子育て世帯等臨時特別支援費

子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)給付事業費

(給付金)

(事務費)

..... P1~4 (P18~19)

【繰越明許費】

8目 子育て世帯等臨時特別支援費

子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)給付事業費

(給付金)

(事務費)

..... P5 (P26~27)

こども部

令和3年11月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
18~19	3 民生費	2 児童福祉費	8 子育て世帯等 臨時特別支援費	1-1	子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金） 給付事業費 （給付金） （事務費）	千円
				1-2		2,793,979 (2,763,000) (30,979)

## 1 概 要

令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の1つである「子育て世帯等臨時特別支援事業」のうち、「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」については、出来る限り年内に支給することとなったため、この国の施策に基づき、本市においても早急に子育て世帯への支援を行う必要があるため、給付金の支給を実施する。

## 2 事業内容

### (1) 対象児童

0歳から18歳までの者

（平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した者）

### (2) 支給対象者

次のアとイの要件に該当する者（対象児童：55,260人）

#### ア 所得要件

児童手当（本則給付）の所得条件を満たす者（高校生もしくはそれに準ずる者（以下「高校生等」という。）のみを養育する者を含む）【所得制限限度額未満】

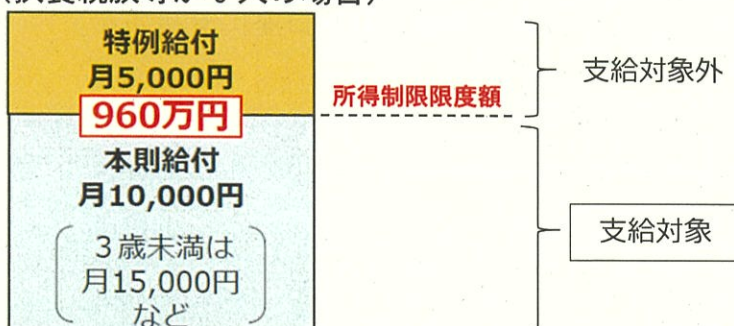
ただし、里親及び障害児入所施設等の設置者（以下「施設等設置者」という。）については、所得額は考慮しない。

（単位：万円）

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	所得額	収入額の目安※
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	622	833.3
1人（児童1人の場合等）	660	875.6
2人（児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	698	917.6
3人（児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	736	960
4人（児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	774	1,002.1
5人（児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	812	1,042.1

※収入額の目安は、給与収入のみで計算した目安で、給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限額を確認し、決定します。

### （扶養親族等が3人の場合）



イ 養育要件<sup>※1</sup>

- (7) 児童手当受給者【公務員以外+施設等設置者】 対象児童 46,120人  
 令和3年9月分の児童手当(本則給付)の受給者(新生児<sup>※2</sup>の養育者を含む)
- (イ) 児童手当受給者【公務員】 対象児童 5,000人  
 上記(7)の公務員受給者(新生児の養育者を含む)
- (ウ) 高校生等養育者(児童手当受給者を除く) 対象児童 4,100人  
 令和3年9月30日(以下「基準日」という。)において、15歳~18歳の児童  
 (児童手当の支給対象児童を除く)を養育する者<sup>※3</sup>
- (エ) 高校生等に係る施設等設置者 対象児童 40人

※1 養育要件に記載の各人数は、「ア 所得要件」も満たした人数。

※2 令和3年9月1日以降に出生した児童

※3 児童手当法施行令第1条で規定された、所得制限限度額未満の者。

(3) 支給額 児童一人につき 50,000円

(4) 支給方法

支給対象者	申請	支給予定時期
児童手当受給者 【公務員以外+施設等設置者】 (新生児養育者を含む)	不要 ア	12月下旬に支給 ※新生児については、令和4年1月下旬以降 に支給する
児童手当受給者【公務員】 (新生児養育者を含む)	必要 イ	令和4年1月下旬以降に支給
高校生等養育者 (児童手当受給者を除く)		
高校生等に係る施設等設置者		

ア 申請が不要である支給対象者への支給

支給対象者には、支給に関する通知(案内)を送付し、給付金を希望しない場合のみ、受給拒否の届出が必要で、受給を希望する者に対し、10月支給分の児童手当の支給情報を活用し、支給する。

イ 申請が必要な支給対象者への支給

支給を希望する者が申請を行い、申請書に記載された口座に支給する。

### 3 スケジュール (案)

事 項	R 3		R 4			R 4			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
システム改修 【改修期間】 12月上旬～1月下旬		■							
イーカオ等での周知 (制度概要や申請書等の掲載) 12月上旬～5月下旬		■							
<b>①申請が不要な支給対象者への支給</b>									
支給データ作成 【抽出日】 文書発送用 (12月上旬) 支給用 (12月中旬)		■	■						
封筒及び通知文書等準備・ 発送 【準備・発送期間】 11月下旬～5月中旬		■		■	■	■	■	■	
支給 12月下旬～(予定)		■	■	■	■	■	■	■	
<b>②申請が必要な支給対象者への支給</b>									
申請書受付 【受付期間】 12月中旬～4月下旬 ・公務員・高校生等 (2月末まで) ・公務員新生児 (4月末まで)		■							
支給 1月下旬以降に支給			■	■	■	■	■	■	
公務員・高校生等 公務員新生児 ※申請書は月末受付〆切で翌月末支給予定									

#### 4 事業費内訳

項 目		予 算 額
給付金		千円 2,763,000
19節 負担金、補助及び交付金	給付金	
	1 申請不要な対象者	
	(1) 児童手当受給者【公務員以外+施設等設置者】 (新生児の養育者を除く)【12月支給予定】 44,820人×50,000円	2,241,000
	(新生児の養育者) 1,300人×50,000円	65,000
	2 申請が必要な対象者	
(1) 児童手当受給者【公務員】 (新生児の養育者を含む) 5,000人×50,000円	250,000	
(2) 高校生等養育者(児童手当受給者を除く) 4,100人×50,000円	205,000	
(3) 高校生等に係る施設の設置者 40人×50,000円	2,000	
事務費		30,979
1節 一般職報酬	会計年度任用職員報酬	966
3節 職員手当等	時間外勤務手当	1,119
4節 共済費	会計年度任用職員労働保険料	149
9節 旅費	会計年度任用職員交通費	67
11節 需用費	消耗品費(事務用コピー用紙ほか)	661
12節 役務費	口座振込手数料、郵送料(案内文)ほか	6,290
13節 委託料※	システム改修委託、封筒作製・通知文書等封入封緘委託ほか	21,627
14節 使用料及び賃借料	タクシー借上料	100
計		2,793,979

※13節 委託料(システム改修委託、封筒作製・通知文書等封入封緘委託ほか)については、期間を要するため、既定予算からの流用で対応している。

#### 【参考：高校生等の分に係る予算】

- (1) 給付金 8,940人×50,000円=447,000千円  
【内訳】1-(1)4,000人、2-(1)800人、2-(2)4,100人、2-(3)40人
- (2) 事務費 中学生までの分と高校生等の分を、人数で按分した場合  
 5,012千円(30,979千円×8,940人/55,260人)

合計 452,012千円

#### 5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 2,793,979	千円 2,793,979	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※ 国庫支出金：令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(給付金及び事務費分)  
 補助率：10/10

【繰越明許費】

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 8 目 子育て世帯等臨時特別支援費

(予算説明書 26～27 ページ)

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳		
			国庫支出金	地方債	一般財源
子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）給付事業費 給付金	予算現額	2,763,000	2,763,000	-	-
	支出予定額	2,742,500	2,742,500	-	-
	繰越明許額	20,500	20,500	-	-
子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）給付事業費 事務費	予算現額	30,979	30,979	-	-
	支出予定額	30,783	30,783	-	-
	繰越明許額	196	196	-	-

1 繰越事由

令和4年2月～3月に出生した児童への給付金の支給が年度内に完了しない見込みであるため。

2 繰越事業内訳

(1) 給付金 20,500 千円

50,000 円×410 人=20,500 千円

(2) 事務費 196 千円

人件費（時間外勤務手当） 115 千円

役務費（案内文書送付及び口座振込手数料） 81 千円